

質問事項について

	分類	質問内容	回答内容
1	制度	紙ナンバーのままでもよいのか。紙ナンバーでも同様の効果があるのか。	通知カード(紙ナンバー)のままでもかまいません。通知カード(紙ナンバー)の場合、マイナンバーを提示する際、運転免許証などの本人確認書類を合わせて提示する必要があります。個人番号カード(プラスチック)の場合は、マイナンバーを提示する際、1枚で完了します。
2	制度	以前の住民基本台帳基本番号との整合性は。また、その処理は。	住民票コードは、住民基本台帳に登録されているすべての人に対して、コンピューターで無作為に抽出した11桁の数字です。マイナンバーは、住民票コードを変換して生成される12桁の数字です。今後、住民票コードは、マイナンバーが付番された後も引き続き行政機関内部の管理番号として利用されます。
3	制度	現在20歳未満は5年毎の更新、20歳以上は10年毎の更新であり、更新時に写真を持参となっているが、うっかり更新しなかった場合、どのようなデメリットがあるのか。そのままでもよいのか。	個人番号カードの有効期間は、申請者の10回目の誕生日までとしています。ただし20歳未満の人は5回目の誕生日までとしています。更新しなかった場合のデメリットは、職場などからマイナンバーの提示を求められたとき、すぐ手続きができないことです。希望があれば、個人番号カードの再交付申請をしてください。
4	制度	新生児の場合、マイナンバーの登録は何時の時点で発行されることになるのか。	市役所が出生届を受領し、住民票を作成した時点でマイナンバーが付番されます。その後、通知カードが住民登録している住所に郵送されます。
5	制度	逝去した場合の処置は。	死亡された場合は、住民基本台帳から除かれるため、マイナンバーも失効します。通知カードや個人番号カードは、市役所へ返納してください。
6	制度	個人が、送付されてきたマイナンバーの受領を拒否した場合、どうなるのか。また、会社の場合は。	【個人】通知カードの受け取りは強制ではありませんが、今後、税や雇用保険などの手続きの場面で、提出する書類にマイナンバーを記載することにより、皆様の生活の利便性向上に役立つものなので、できる限り受取っていただければと考えております。 【法人】国税庁から発送される法人番号通知書は、普通郵便で郵送されるため受取拒否は想定しておりませんし、法人番号は公表されるため通知書を受け取らない場合でも番号の確認が可能であり、特に罰則等も設けられておりません。
7	制度	マイナンバー関係の主管はどこになるのか。	各機関により業務内容が異なりますので、主管は定めておりません。内容によりそれぞれの機関にお問い合わせください。
8	制度	届出書や書類のマイナンバー関係の質問に対して、市役所が「各課にそれぞれ質問してくれ」という対応をしてきたので不満だ。マイナンバー関係を全て回答できる窓口を作りたい。	福山市においては、制度については「情報政策課」、通知カード・個人番号カードなどカードに関することは「市民課」、税に関することは「税制課」、福祉に関することは「福祉総務課」などと、届出や申請によって業務窓口が分かれていますのでご理解をお願いします。
9	個人番号	個人番号カードには、何年経っても随時申請できるのでしょうか。	個人番号カードの申請は、今後いつでも申請できます。お送りする申請書は、名前・住所・生年月日・性別に変更がなければいつでも使うことができます。また、申請書は福山市市民課窓口に備え付けてあり、福山市のホームページからもダウンロードできます。
10	個人番号	最初に個人番号カードを申請する人は、何割くらいと想像できますか。	2016年1月から3月までの想定発行枚数を、総務省が1,000万枚と予想していることから、人口の約8%の見込みです。
11	個人番号	不吉なナンバーが送付されてきた場合、変更は可能か。	マイナンバーは、原則として生涯同じ番号を使い続けていただき、自由に変更することはできません。ただし、マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合に限り、本人の申請又は市町村長の職権により変更することができます。

質問事項について

	分類	質問内容	回答内容
12	番号記載	平成27年中に交付する源泉徴収票に、マイナンバーを記載する必要があるのか。	記載する必要はありません。 法定調書等の税務関係書類への個人番号・法人番号の記載は、平成28年1月以降の金銭等の支払等に係るものからとされています。また、本人へ交付する源泉徴収票や支払調書への個人番号の記載は、行わないこととされています。
13	法人番号	法人の番号通知について 本店所在地は登記上から変更しておらず、書類の送付先として事業所の所在地を指定している(異動届出書を提出済み)。この場合、番号はどちらに送付されるのか。	登記上の本店所在地に送付されます。 設立登記法人については、登記されている本店又は主たる事務所の所在地に、また、設立登記法人以外の法人や人格のない社団等で、国税に関する法律に規定する申告書・届出書を提出している団体については、当該申告書・届出書に記載された本店又は主たる事務所の所在地に通知書を送付します。 なお、法人番号の通知書については、普通郵便で発送され、「転送不要」となっていないので、郵便局における転居・転送サービスを利用することにより通知書を転送することも可能です。
14	法人番号	法人の支店、営業所も本社と同じ番号か。	支店、営業所については、本店と同じ番号になります。 法人番号は1法人に対し1番号のみ指定されますので、法人の支店や事業所等には法人番号は指定されません。
15	法人番号	法人格を変更した場合の番号は。	法人番号は変更されません。 設立の登記をした法人の法人番号については、法務省から提供を受ける商業登記法に基づく「会社法人等番号(12桁)」と検査用数字(チェックデジット)1桁の13桁で指定されます。 そのため、新たに設立登記をせず、登記事項の変更の場合には、法人番号は当初に指定された番号を引き続き使用することとなります。また、法人番号の指定を受けた後に、商号や所在地等に変更があった場合には、公表情報を更新するほか、変更履歴も併せて公表することとしています。
16	法人番号	同じ商号の法人と混在する場合の判別方法は。	基本的には、公表される法人番号等の基本3情報(商号、本店所在地、法人番号)により判別しますが、取引先等に確認する方法もあります。
17	番号記載	来年1月20日に納付する、源泉所得税の徴収高計算書(納特27.7~27.12月分)へのマイナンバーの記載は必要か。	必要ありません。 マイナンバー等の記載が必要な税務関係書類は、申請・届出書、申告書、法定調書等の法律に定められた書類等に限定されており、源泉所得税の徴収高計算書や納付書などにマイナンバー等の記載は不要ですし、様式に番号の記載欄が設けられることもありません。
18	番号記載	サラリーマンは会社への提示を拒否できるか。拒否された場合の会社での対応は。	国税分野での手続における個人番号の記載は、法律で定められた義務であることを周知し、提供を求めてください。それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。  市税分野の手続においても国税分野の手続と同様です。
19	本人確認	本人確認を、免許証と通知カードで行うとありましたが、顔が分かるものでも免許証や写真付きのもので確認しないといけないのでしょうか。	国税分野の手続においては、従業員のように雇用関係があることなどから本人に相違がないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認める場合は、身元確認のための書類の提示は必要ありません。実施者が認める場合の具体的な内容については、国税庁告示で定められていますが、他には所得税法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族等の場合や過去に本人確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合が該当します。  市税分野の手続においても国税分野の手続と同様です。

質問事項について

	分類	質問内容	回答内容
20	本人確認	取引先の法人や個人、または従業員が番号の提示を拒否した場合、どうしたらいいか。また、拒否した場合、罰則はあるのか。	<p>国税分野での手続における個人番号の記載は、法律で定められた義務であることを周知し、提供を求めています。それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。また、法人番号については公表されるため、それにより確認することが可能です。なお、番号の提供をしないことによる法律上の罰則は設けられておりません。</p> <p>市税分野の手続においても国税分野の手続と同様です。</p>
21	利活用	子供が大学生であるが、個人番号カードの交付を受ける事で何かメリットがあるか。	<p>個人番号カードは、運転免許書やパスポートと同じように、広く公的な身分証明書として利用できます。電子証明書を登録することで、インターネットによるe-Taxやマイナポータルが利用できます。(別途カードリーダーが必要) 今後、いろいろな多目的利用を検討していますが、現在は確定しているものではありません。</p>
22	利活用	平成28年1月1日より実行されるが、どの部分より実行されるのか。	<p>国税(市税)分野の手続については、次のとおりです。</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請書・届出書 平成28年1月1日以降に提出すべきものから</li> <li>② 法定調書 平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係るものから</li> <li>③ 酒税・間接諸税申告書 平成28年1月1日以降の移出等に係るものから</li> <li>④ 所得税・贈与税申告書 平成28年分から</li> <li>⑤ 個人住民税・個人事業税申告書 平成28年分(平成29年度)から</li> <li>⑥ 法人税申告書 平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係るものから</li> <li>⑦ 法人住民税・事業税申告書 平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係るものから</li> <li>⑧ 支払報告書 平成28年分(平成29年度)の支払報告書から</li> <li>⑨ 消費税申告書 平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係るものから</li> <li>⑩ 相続税申告書 平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係るものから</li> <li>⑪ 固定資産税(償却資産申告) 平成28年1月1日以降に提出すべきものから</li> </ul> </div>
23	利活用	預貯金口座へマイナンバーが付番されるとの報道もあったが、内容はどういったものか。	<p>「世界最先端IT国家創造宣言」(平成26年6月24日閣議決定)等を踏まえ、さらなる効率化・利便性の向上が見込まれる分野について、マイナンバーの利用範囲の拡大等を図ることとし、預貯金口座へのマイナンバーの付番や、医療分野における利用範囲の拡充が行われる予定となっております(平成27年9月9日番号法改正)。</p> <p>なお、具体的な内容については、今後、示されるものと考えておりますので、各機関のホームページや説明会等で周知していきたいと思っております。</p>
24	セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>①行政機関のセキュリティは。</li> <li>②住民票以外に仮住所(学生、扶養者等)がある人など、ナンバーがすぐに会社で入手できない場合は空欄で提出することとなるケースがあると思いますが、対応策は。</li> <li>③銀行の受付で、空欄提出があった場合はどう対応されるのですか。</li> </ul>	<p>①個人番号の利用範囲や提供できる場合を法律の規定により、それ以外の場合には、本人の同意があっても利用、提供できないこととされています。また、個人番号を含む特定個人情報の収集・保管やファイル作成を制限するほか、特定個人情報の適正な取扱いについての指導・監督等を行う特定個人情報保護委員会の設置や、個人情報保護法に比べてより厳しい罰則規定を置くなど、厳格な規制を設けています。さらに情報の管理に当たっては、今まで各機関で管理していた個人情報は引き続き当該機関で管理することとし、必要な情報を必要な場合にだけやり取りする「分散管理」の仕組みを採用するとともに、個人番号を基に特定の機関に共通のデータベースを構築することはせず、そこから個人情報がまとめて漏れるようなこともないと聞いています。</p> <p>②個人番号の記載がない場合でも有効なものとしても受理します。国税当局に提出される申告書や税務関係書類については法律により番号を記載することが義務付けられており、番号の記載が必要となります。ただし、番号の記載がないことをもって税務署が書類を受理しないことはありません。</p> <p>市税分野の手続においても国税分野の手続と同様です。</p> <p>③No.23を参照してください。</p>

質問事項について

	分類	質問内容	回答内容
25	セキュリティ	喪失した(落とすか不測の事態によりカードを無くした)場合の処理は。	通知カードを紛失した場合は、まず警察へ届け出てください。その後、福山市役所市民課へ「紛失届」を出してください。 個人番号カードを紛失した場合は、直ちに個人番号カードコールセンターへ連絡したうえ、警察に届け出をしてください。その後、福山市役所市民課へ「紛失届」を出してください。
26	番号記載	アルバイト社員や外注先(取引先)から個人番号の取得を拒否されたような場合、取得はしなくてもよいか。また、要求しても提示してもらえない場合は、どうすればいいのか。	【福山税務署】 No.18にも記載されておりますとおり、国税分野での手続における個人番号の記載は、法律で定められた義務であることを社員の方や取引先の方に周知し、繰り返し提供を求めてください。それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。  【福山市役所】 市税分野の手続においても国税分野の手続と同様です。
27	番号記載	アルバイトで雇った社員が、他の勤務先に正社員として勤務しているような場合、その勤務先にも通知が行くことがあるのか。通知が行くような場合、採用を辞退した方が良いのか。	【福山税務署】 現在、社員やアルバイトの方の給与については、支給金額にもよりますが、原則、事業者「給与支払報告書」を作成していただき、市や町へ提出してもらっています。この正社員分とアルバイト分の「給与支払報告書」により、その方の給与の額が合算され、所得税の確定申告が必要な方には申告をしていただいておりますが、この手続については、現在も、制度上個人番号を記載していただくようになった後も、変更はありません。単に個人番号記載の必要があることをもって、事業者がその社員の方と雇用関係を結ぶか否かの判断について、変更があるものではないかと思われます。
28	番号記載	個人番号の提示を拒否された場合、経過を記載し残しておいてもらいたいとのことであったが、 ①その場合の記載はメモ程度のものでもよいか。 ②記載する頻度はどの程度必要なのか。	【福山税務署】 頻度については、特に決まりはありません。例えば、源泉徴収票につきましては、中途退職の方を除き平成29年に入ってから個人番号を記載して提出いただく必要がありますので、それまでに可能な限り提供を求めていただきたいと思います。なお、個人番号の提供を受けられず、番号が記載できなかった書類でありましても、各省庁において提出を受け付けられないものではありません。また、経過等の記載につきましては、メモで構いませんので日時や保存場所等、具体的に状況が分かるように記載して残しておいていただければと思います。  【福山市役所】 市税分野の手続においても国税分野の手続と同様です。
29	制度	個人番号カードの申請をする際に、住基カードを所持していた場合は返戻してもらいたいとのことであるが、住基カードが紛失していた場合は、どうすればよいか。	【福山市役所】 個人番号カードの交付時に、住基カードを紛失されている場合は、「廃止届」を提出していただくようになります。なお、屋外で紛失の場合は警察への届け出も必要です。
30	本人確認	社員から個人番号を取得する場合、勤務年数が長いような者からも、改めて免許証等での本人確認が必要なのか。	【福山税務署】 No.19にも記載されておりますとおり、国税分野の手続においては、長期間勤務されている従業員のよう、雇用関係があることなどから本人に相違がないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認める場合は、身元確認のための書類の提示は必要ありません。実施者が認める場合の具体的な内容については、国税庁告示で定められていますが、他には所得税法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族等の場合や過去に本人確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合が該当します。

質問事項について

	分類	質問内容	回答内容
31	個人番号	<p>個人番号カードの受取が平成28年1月から開始されるが、</p> <p>①交付通知書は平成27年10月5日現在の住所に届くということでしょうか。</p> <p>②個人番号カードの代理受領は可能か。</p> <p>③単身赴任者については、どのように取扱われるのか。</p>	<p>【福山市役所】</p> <p>①交付通知書の送付先については、個人番号カードの申請書には平成27年10月5日時点の住所が記載されており、その申請書をもって申請された場合、その住所に通知書が郵送されることとなります。なお、それ以降転居などで住所が変更となり、転居後の住所で申請をすれば、転居後(申請時)の住所に通知書が届くようになります。</p> <p>②個人番号カードの受取については、窓口での暗証番号入力が必要となるため、原則本人の方に限り受領が可能となっております。ただし、やむを得ない理由(本人が入院しているなどで窓口に来られないなど)があり、それが証明できるような場合に限り、代理受領を認めております。詳しくは事前にご相談ください。</p> <p>③単身赴任を理由として、本人の代わりに代理人が委任状を持参されるような場合については、代理受領は認めておりません。</p>
32	番号記載	<p>個人番号の記載が必要な書類に、社員が番号を誤記入し、事業者が提出先の機関にそのまま提出をした場合、窓口等で問題になることや、後日受領した機関から連絡があり、やり直しを依頼されたりすることはあるのか(受領した機関で窓口事務が停滞したりすることはあるのか)。</p>	<p>【福山税務署】</p> <p>税務署においては、窓口や郵送物について、個人番号を確認する書類を添付していただくこととなります。また、窓口においては、通知カードや個人番号カードで確認をいたしますので、支障はないと考えております。</p> <p>【福山市役所】</p> <p>市税分野の手続においても国税分野の手続と同様です。</p>
33	制度	<p>平成27年10月5日現在の住所に個人番号の通知カードが届くとのことだが、</p> <p>①10月6日以降に出生した子どもに対しては、通知書の郵送が遅れるのか。</p> <p>②10月6日以降に死亡した者の通知カードの取扱いはどうなるのか。</p> <p>③新生児について、通知カードが未到着である場合は、保険証の扶養資格取得の書類には、番号を記載をしなくてもよいのか。</p> <p>④平成28年分の扶養控除申告書については、事業者が従業員の代わりに記載をしてもよいのか。または、記載がないまま事業者が従業員から提出を受け、それをまとめておき、必要がある際に事業者が記載をして提出してもよいのか。</p>	<p>【福山市役所】</p> <p>①No.4にも記載されておりますとおり、市役所が出生届を受領し、住民票を作成した時点で住民基本台帳コードが付番され、それを基に個人番号が付番されます。住民票には付番された個人番号が記載されるとともに、個人番号が記載された通知カードが住民登録されている住所に郵送されます。平成27年10月5日以降に生まれた新生児については、通知カードの全国一斉送付後の対応となるため郵送が遅れる可能性があります。一斉送付終了後に生まれた新生児については、約1週間程度で郵送される予定です。</p> <p>②平成27年10月5日以降に死亡された人の通知カードについては、原則、法律的に返却義務はありません。ただし、可能であれば、死亡に伴う手続きなどをするため市役所に来所された際には、ご返却していただければと思います。</p> <p>③新生児についての保険証の扶養資格取得の書類についてですが、社会保険については当分の間、個人番号の記載は必要でないと同っています。また、国民健康保険については、番号の通知が未到着の場合は、記載の必要はありません。他の保険証については、各機関にお問い合わせください。</p> <p>【福山税務署】</p> <p>④扶養控除申告書は、制度上従業員の方ご本人が記載(申告)され、源泉徴収義務者である事業者へ提出し保管されることで、税務署に提出したものとみなすこととされている書類ですので、従業員の方ご本人が記載していただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
34	制度	<p>個人番号カードの受取は、原則本人とのことだが、受取場所の開設時間は？夜間、休日でも受取できるのか？</p>	<p>【福山市役所】</p> <p>個人番号カードの受取場所の開設時間は、8時30分から17時15分までです。夜間・休日の開設については、今後検討していき決定しましたら、福山市の広報誌・ホームページなどで周知いたします。</p>